

# 茨城県パワーリフティング協会規約

## 第1章 名称

第1条 本協会は、茨城県パワーリフティング協会（I P F）と称する。

## 第2章 目的・事業・事務所

第2条 目的 本協会は、茨城県におけるパワーリフティングを統轄し、その中枢機関となり、その普及発展並びにアマチュアスポーツ精神のかん養と体力の向上及び社会文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業 本協会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1、競技会の開催
- 2、技術向上のための研修会、講習会等の開催
- 3、外交及び中央選手、コーチの招聘及びに役員選手の選出、派遣
- 4、加盟支部の育成、強化と相互の連絡、融和
- 5、その他目的達成に必要な事項を実施

第4条 事務所 本協会の所在地を理事長宅に置く。

## 第3章 役員

第5条 会長 1名、副会長 1名とし、その任期は3年とする。

第6条 会長、副会長は理事会の推薦により決定する。

第7条 理事（定員及び資格要件）

- 1 理事の定員は若干名とする。
- 2 理事の資格要件
  - (1) 理事たる資格を得るためには、バーベル運動愛好家で、自己の利益や名声のためでなく真に本協会の目的遂行のために努力するバーベル運動の実践者であること。
  - (2) 現在籍を有する理事3名以上の推薦があること。（推薦は推薦状をもって、理事3名が署名捺印する。
  - (3) 前(1)及び(2)の条件を満たし、さらに理事会における出席理事の2分の1以上の賛成をもって理事の資格を得るものとする。
- 3 本協会の理事は、本協会の趣旨その他を的確に把握し、その名誉を傷つけてはならない。
- 4 理事は職務の遂行上、参与の意見を聞くことができる。参与は、理事会の推薦により決定する。

## 第4章 機関

第8条 本協会の機関として 1 理事会 2 技術部 3 渉外部 4 事務局 5 組織部 6 女子部 を設ける。

第9条 理事会には、理事長・副理事長・常任理事及び一般理事を置く。

- 1 理事長・副理事長・常任理事は理事会において互選により選出する。
- 2 理事長1名、副理事長3名、常任理事若干名とし、その任期は3年とする。
- 3 理事長及び副理事長の職務と権限
  - (1) 理事長 理事長は本協会の最高責任者として各部局長の報告を受け、必要事項に対して承認をなし、対外的には本協会を代表して一切の責任を負う。
  - (2) 副理事長 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長を代行するべく常に備えることを義務とする。

第10条 各部局には、部局長・副部局長を置く。

- 1 部局長・副部局長・部局員は理事会において互選により選出する。
- 2 部局長1名、副部長1名、部局員若干名とする。
- 3 部局長・副部局長の職務と権限
  - (1) 部局長 部局長は部局の最高責任者として各部局長の趣旨に添い、部局内をまとめ、部局内でおこった一切を理事長に報告する。
  - (2) 副部局長 副部局長は部局長を補佐し、部局長事故あるときはその職務を代行する。

## 第5章 理事会

第11条 理事会は理事長が招集し、その議長とする。

- 1 議長の決定は理事の2分の1以上が出席し、かつ出席者の2分の1以上の賛成により成立する。賛否同数のときは議長がこれを決定する。
- 2 招集を受けた理事は、やむを得ない場合を除き理事会に出席しなければならない。
- 3 欠席する理事は、事前に理事長にその理由を連絡し、かつ議案に対する議決権を出席する他の理事に委任することができる。
- 4 議案提出権は全ての理事が平等に持ち、予め議長まで申し出る。
- 5 理事は、定められた登録料を本協会に納めなければならない。

## 第6章 資金

第12条 協会運営費及び事業費は、理事登録料、支部登録料、選手登録料、審判登録料、大会参加料をもってこれに充てる。

各項目の金額は年度初めに行い理事会において決定する。

- 1 理事登録料、支部登録料、選手登録料、審判登録料は1年間のみ有効とする。

## 第7章 会計及び決算

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

- 1 各年度の最初の理事会において前年度の決算報告を行い、理事会の承認を受ける。
- 2 経理は、理事長が管理し、必要な人員をもってこれに当てる。
- 3 いつでも理事会の請求があれば理事長は経理を公開しなければならない。
- 4 監査役は2名とし理事より選ぶ。

## 第 8 章 組織

第 14 条 本協会は、本県におけるパワーリフティングの愛好者をもって組織する。

## 第 9 章 罰則

第 15 条 理事の職務に反した理事に対しては、理事会に諮り、罰則の適用について懲罰委員会を設置し、その種類を定め、出席理事 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。  
ただし、除名については出席理事の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。  
(種類) (1)除名 (2)資格停止 (3)罰金 (4)勧告

## 第 10 章 附則

第 16 条 競技会開催に際しては実行委員会を設け、その準備に当てる。  
第 17 条 本規約を改廃する場合は、必ず理事会の議決を経なければならない。  
第 18 条 この規約は昭和 57 年 1 月 1 日より実施する。

昭和 57 年 1 月 1 日	施行
昭和 58 年 8 月 21 日	一部改正
昭和 59 年 12 月 9 日	一部改正
平成 3 年 3 月 3 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住 所 茨城県那珂市北酒出 819  
代表者 寺門 浩之

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住 所 茨城県市西大沼 418 番地  
代表者 星田 弘司